

令和 7 年度 集約化モデル地域実証事業
ソフトウェア・機器導入支援業務公募型プロポーザル技術提案書作成要領

1 提出書類

提出書類の名称	規格及び制限枚数	提出部数
技術提案書表紙	A 4 縦、1 枚まで（様式 1）	正本 1 部、副本 5 部
企業概要・提案内容総括	A 4 縦、1 枚まで（様式 2） ※任意様式可とする	正本 1 部、副本 5 部
技術提案内容 （導入ソフトウェア・機器及び企業体制の特徴など）	任意様式、制限なし	正本 1 部、副本 5 部
導入スケジュール	任意様式、1 枚まで	正本 1 部、副本 5 部
機能仕様書及び見積書	A 4 縦、1 枚まで（様式 3） ※任意様式可とする	正本 1 部、副本 5 部
官公庁等への類似業務実績 （過去 3 年以内）	任意様式、制限なし	正本 1 部、副本 5 部
その他参考資料	任意様式、制限なし	正本 1 部、副本 5 部

2 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

3 提出期限

令和 7 年 1 1 月 7 日（金）正午必着

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受付することが出来ませんのでご注意ください。

4 提出先

〒781-1592 住所：仁淀川町大崎 200

仁淀川町農林課（担当：中西、鎌倉）

TEL：0889-35-1083

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付された時は、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

6 業務の概要

（1）業務の目的

本事業は、衛星測位システムや関連ソフトウェア・機器を調達し、高精度かつ効率的な森林整備の基盤を構築することで、過去のデータや最新の知見

を用いて森林の集約化を促進し、施業方法の検討や国産ドローンの写真を元に材積推定、航空レーザー測量データを元に作業道設計シミュレーションなどの技術活用を強化する。また、GNSS 受信機と林内測位ソフトの組み合わせによる高精度測量やGISによるデータ管理を実施し、森林管理の効率化と仁淀川町林業総合戦略に沿った施策の実現を目指す。

(2) 業務内容

調達機器及びソフトウェアの要件

品目	数量	仕様基準
3DGIS ソフト	1 式	森林の 3 次元データを元に立木検知・材積を計算機能、森林作業道の設計シミュレーションが可能、水の流れの計算機能、山でのドローンの飛行経路作成機能、導入指導含む
SfM解析ソフト	1 式	ドローン画像からオルソ画像及び三次元点群を生成、導入指導含む
森林測量アプリ	2 式	Android 端末で動作し操作用スマートフォンがセットされていること、GPS 測量とコンパス測量の両対応、森林計画図などの背景図がセット可能、導入指導含む
GNSS 受信機	2 台	通信環境のない林内でも誤差 3 m以内で計測できる GNSS 受信機、上記森林測量アプリと連動が可能、導入指導含む
コンパス測量機器（セット品）	1 式	精密レーザコンパス、測量ポール、360 度反射板等を含み林内測量に適した機器セット、上記の森林測量アプリと連動可能、導入指導含む
ドローン本体及び操作用機器	1 台	日本国内で製造販売されているドローン、操作用スマートフォンがセットされていること（操縦性、耐環境性、飛行安定性を兼ね備えたもの）、導入指導含む

(3) 導入支援業務の範囲

- ① システム構成設計・機器初期設定・通信調整
- ② 現地実測による動作確認及び精度検証
- ③ 操作及び測量・解析研修の実施

(4) 納品期限

令和 8 年 2 月 13 日まで

(5) 見積限度額

9, 270 千円以内（消費税額及び地方消費税額を含む。）

7 評価基準

評価項目	内 容
技術提案の具体性	測量精度向上・データ管理効率化の提案
導入支援体制	設定・研修・保守対応の明確性
経費の妥当性	導入コスト・維持費の合理性
実績及び信頼性	過去導入例、専門知識水準

8 成果物・納品物

- (1) ソフトウェア及び機器一式（付属品含む）
- (2) 導入設定・操作マニュアル
- (3) 操作等研修実施記録書
- (4) 業務完了報告書
- (5) (2) の電子データ（CD-R 等）

9 技術提案書の編纂方法

様式は、下記の順により編纂してください。なお、様式の指定のないものはA4縦又はA3によることとし、A3を使用する場合は折ってA4の大きさにしてください。

- (1) 技術提案書表紙
- (2) 企業概要・提案内容総括
- (3) 技術提案内容
- (4) 導入スケジュール
- (5) 機能仕様書及び見積書
- (6) 類似業務実績（過去3年以内）
- (7) その他参考資料

10 技術提案にあたっての留意事項

- (1) 技術提案は1者1提案までとします。
- (2) 技術提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (3) 提出された技術提案書が次項に該当する時は無効となる場合があります。
 - ① 虚偽の内容が記載されているもの
 - ② 技術提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの
- (4) 事業の実施に際して技術提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。提案があった技術提案内容は、両者協議のうえ、変更・調整して採用する場合があることをご了承ください。